

国民年金加入の皆さま

保険料の納付が困難な場合は 「保険料の免除制度」があります



所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合にはご本人の申請手続きによって、保険料の納付が「免除」、「一部納付（一部免除）」、または「猶予」される制度があります。

免除制度は次の3種類です。申請窓口は、市役所市民生活課年金係、支所・サービスセンター市民生活係です。

- ① 免除（全額免除・一部納付）申請
- ② 若年者納付猶予申請（30歳未満の方のみ申請可能・納付期間を10年先まで延ばせます）
- ③ 学生納付特例申請（学生の方のみ申請可能・納付期間を10年先まで延ばせます）

■免除（全額免除・一部納付）・若年者納付猶予・学生納付特例の審査はこのように違います

	所得審査の該当者	所得基準	追納可能期間
免除（全額・一部納付）	本人・配偶者・世帯主	表1	10年以内
若年者納付猶予	本人・配偶者	表2	10年以内
学生納付特例	本人	表2	10年以内

※追納可能期間・・・免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付した時に比べ、受け取る額が少なくなります。そのためこれらの期間は後から保険料を納付することができません。

表1 免除（全額・一部納付）の場合の所得基準

	4人世帯	2人世帯	単身世帯
全額免除 22万円＋（扶養親族等の人数＋1）×35万円	162万円	92万円	57万円
1/4納付（保険料月額 3,780円） 78万円＋扶養親族等控除額等＋社会保険料控除等	230万円	142万円	93万円
半額納付（保険料月額 7,550円） 118万円＋扶養親族等控除額等＋社会保険料控除等	282万円	195万円	141万円
3/4納付（保険料月額 11,330円） 158万円＋扶養親族等控除額等＋社会保険料控除等	335万円	247万円	189万円

※4人世帯は、夫婦と子ども2人（子どもは16歳未満のみやす）、2人世帯は夫婦のみの場合です。4人世帯、2人世帯の夫婦は、夫または妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合のみやすです。

表2 若年者猶予と学生納付特例の場合の所得基準

若年者猶予	22万円＋（扶養親族等の人数＋1）×35万円
学生納付特例	118万円＋扶養親族等控除額等＋社会保険料控除等

所得基準・所得のめやすは変更される場合があります。退職者・震災・風水害等の被災者の方は所得に関係なく該当する場合がありますのでご相談ください。

保険料の免除を受けるためには、毎年申請書の提出が必要ですが、現在全額免除・若年者納付猶予が承認されている方で、継続申請を希望された方は、手続きは不要です。（ただし、退職や被災を理由に承認された場合は対象となりません。また、税の未申告等により前年所得等が確認できないときは、改めて申請が必要となる場合があります。）

■「納付」「全額免除・一部納付」等と「未納」はこのように違います

	納付	全額免除	一部納付	若年者納付猶予	学生納付特例	未納
障害基礎年金／遺族基礎年金（受給資格期間）	○	○	○	○	○	×
老齢基礎年金	受給資格期間	○	○	○	○	○
	年金額に計算	○	○（一部）	○（一部）	×	×

○……入ります ×……入りません ※障害基礎年金および遺族基礎年金を受給するためには一定の受給条件があります。

お問い合わせ 市役所市民生活課（年金係） ☎63-5112
日本年金機構 新潟西年金事務所（国民年金課） ☎025-225-3012

